

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年5月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第1号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後								
<p>(診療科名等)</p> <p>第2条 いわてリハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の診療科名及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 618 772 763"><thead><tr><th data-bbox="145 618 563 667">診療科名</th><th data-bbox="563 618 772 667">病床数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="145 667 563 763">リハビリテーション科、<u>神経内科</u>、整形外科、脳神経外科</td><td data-bbox="563 667 772 763">[略]</td></tr></tbody></table>	診療科名	病床数	リハビリテーション科、 <u>神経内科</u> 、整形外科、脳神経外科	[略]	<p>(診療科名等)</p> <p>第2条 いわてリハビリテーションセンター（以下「センター」という。）の診療科名及び病床数は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="834 618 1461 763"><thead><tr><th data-bbox="834 618 1252 667">診療科名</th><th data-bbox="1252 618 1461 667">病床数</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="834 667 1252 763">リハビリテーション科、<u>脳神経内科</u>、整形外科、脳神経外科</td><td data-bbox="1252 667 1461 763">[略]</td></tr></tbody></table>	診療科名	病床数	リハビリテーション科、 <u>脳神経内科</u> 、整形外科、脳神経外科	[略]
診療科名	病床数								
リハビリテーション科、 <u>神経内科</u> 、整形外科、脳神経外科	[略]								
診療科名	病床数								
リハビリテーション科、 <u>脳神経内科</u> 、整形外科、脳神経外科	[略]								
備考 改正部分は、下線の部分である。									

附 則

この規則は、公布の日から施行する。